

各國のトピックス

失業給付に関する最近の動き (アメリカ)

アメリカの失業者数は、このところ780万人で落着いてはいるが、連邦労働省の10月3日の発表によれば、9月中の合衆国の失業率は約8.3%であるという。7月および8月の失業率は8.4%であった。9月の失業率8.3%という統計は、この間の雇用状態に何等向上のきざしがないことを示した。

しかしながら、9月の失業率は、1974年から1975年にかけての不況期中、最高の失業率を示した5月の9.2%に比較すれば、大分回復したことを意味するものである。だが大量の失業者の問題は、当然ながら失業補償の問題にからんでくる。失業補償に関する最近の連邦議会の動きを紹介しよう。

<給付支給期間・最低給付額に関する動き>

さる6月30日に連邦議会は、失業補償給付の支給期間を65週とすると法律を制定している(公法律94-45)。これによれば、技能失業労働者は65週の失業補償給付をうける対象となりうる。しかし1976年には、給付の支給期間は、各州の失業の状態によって検討されることになっている。

若干の労働組合は、給付支給期間を65週以上にする働きかけている。だが9月30日の上院予算委員会で、労働長官John T. Dunlopは、政府は失業給付の支給期間を、現在認められている65週をこえることには反対であると語った。「失業保険制度を公的扶助プログラムにまき込むようなことは正しくない」というのがその理由である。そして同長官は、65週をこえてもなお失業状態にある者は、失業補償制度からよりもむしろ公的福祉プログラムの適用をうけるのが妥当である、としている。

また、下院の歳入委員会の失業補償に関する小委員会は、9月29日に、失業者に対する最低限度の給付額を州が支払うことを義務づけた政府案および組織労働者の提案を否決した。

5対5の票決をもって小委員会は、失業者にその週給の半額を州が支払うことを義務づけた政府案(HR8614)を拒否した。このさい、民主党議員のみが同案を支持している。同案によれば、州は州平均週給の3分の2を最高限度の週給付額とすることができる、という規定も含むものであった。

小委員長のCormanにより提出され、組織労働者によって支持されていた法案(HR8366)に含まれているより寛大な最低限度の給付額の規定は、3対7の票決で否決された。同法案は、失業労働者に対して彼等の通常の賃金の最低3分の2を支払うことを州に義務づけたもので、給付の最低限度額を州の平均週給の4分の3におくものであった。

これらの結末についての反響は、雇主グループと労働者によって異なる。

「われわれはやっとの思いで勝利を得た」と連邦商工会議所のMichael Romigは述べている。ほとんどの雇主グループは、連邦が最低給付額を決めるのを望んでおらず、連邦がこうした基準を設けることは、州の規制と権限を犯すものであり、終局的には全ての失業補償制度の連邦化を導くものであると反対している。また雇主グループは、州が適当な職種についてその失業補償給付額の引上げを行なってくれれば、連邦の最低限度額の基準を設けることは不必要である、と主張している。

彼等が内心怖れたことは、連邦が最低給付レベルを設置することは、雇主の制度への拠出額を引上げる結果をもたらすであろう、ということであった。

一方、失業補償制度を終局的には連邦化することを望む労働組合は、多くのケースにおける州レベルの給付額の引上げは、現在のインフレ経済のベースでは十分ではないと論じている。事実、半数以上の州では、最低限度の給付額ではなくて最高限度の給付額ですら、4人家族の非農業世帯に対する連邦政府規定の貧困レベルにみたない、と労働組合は述べている。

A F L-CIOのスポーツマンは、委員会審議の全期間中に、連邦の最低限度の給付額設置提案のいずれかを立法化する「十分な機会」があろうと思う、と期待しているようである。

以上のように、失業補償に関する小委員会は、大量失業時の失業給付支給期間を扱った政府案およびCorman案の双方を否決しているものの、それで問題が片付いたわけではない。むしろ大勢は、小委員会が問題の再検討をするよう望んでいるむきが強い。

委員会審議で、同補償を農業労働者、家事労働者、および州ならびに地方公務員について適用を拡大することが承認された。財政についての議論の対立は、今後の審議で煮つめる予定である。その後の小委員会の日程は、10月20日に最終的に結論を出すよう予定されている。

Congressional Quarterly Weekly Report, Oct.4,
1975.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

高 血 壓 対 策 月 間

(アメリカ)

1972年から保健教育福祉省の音頭とりで始った高血圧対策月間は、米国では5月、連邦諸機関や民間の協力を得て、「国民高血圧教育プログラム」としてとり組まれた。

このプログラムの情報センターは、住民教育と専門家(医師・看護婦ら)教育の両方の教育資材を用意したり、検診や発見患者の紹介のうえでの地域の組

織化に必要なものを準備した。また、このプログラムの地域相談サービス部門では、職員研修や技術援助、諸資源の巡回サービスなどを提供する。

米国全体でおよそ2千7百万人と予想される高血圧患者のうち、その半分は自分が高血圧だと気づいていないといわれる。その人たちに働きかけるマス・キャンペーンが、教育という点を重点に広く展開される。

The Nation's Health April 1975 P.3. (American Public Health Association)

(前田信雄 国立公衆衛生院)

「第一 次 保 健 ケ ア」勧 告

(WHO:UNICEF)

1975年2月にジュネーブで開かれたユニセフと世界保健機関の保健政策に関する合同委員会は、下記のような勧告文を採択した。世界保健機関はまたこれとは別に、タンザニア、インドネシア、キューバ、中国などの農村を多くもつ国々を事例的にとり上げ、保健政策の発展について論じた「人民による保健」と題する206ページの報告書を刊行した。具体的に発展途上国や農村での医療と公衆衛生事業をどう確保し定着させていくかについて、本格的な提言が出されたわけである。これらは、日本での農村医療・保健の確保と包括化のうえでも何らかの参考になるし、今後種々の国際協力や医療機器・薬剤の輸出・援助にあたっても、各国で真に追求されているこのような努力について、正しい認識が必要である。

「第1次保健ケア」勧告

発展途上国における国民の基本的保健ニードに対応する諸対策に関する世界保健機関・国際連合国際児童緊急基金の共同研究成果をまとめた勧告